

第1章 総論

1. 目的

この計画は、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律120号）の規定に基づく行動計画策定指針に掲げられた基本的視点を踏まえつつ、職場及び家庭において子育ての意義についての理解が深められ、仕事と子育ての両立を図ることができるように、職場の要望に即した次世代育成支援対策を計画的かつ着実に推進することを目的とします。

2. 計画期間

次世代育成支援対策推進法は、平成17年度から平成26年度までの10年間の时限立法ですが、「仕事と子育て両立プラン」は、平成24年度から平成26年度までの3年間を計画期間とします。

また、この計画は実施状況を踏まえ、適宜見直しを行います。

3. 計画の策定主体及び対象職員

この計画は、町長、議会の議長、選挙管理委員会、代表監査委員、農業委員会及び教育委員会の各任命権者が、それぞれ任命した部局の職員を対象に連名で制定したものでです。

4. 計画の推進体制

次世代育成支援対策を効果的に推進するため、次のとおり推進体制を整備します。

（1）計画の策定と推進、点検及び見直しのための体制の整備

この計画を策定し、推進するため、本別町職員労働安全衛生委員会を本別町特定事業主行動計画策定・推進委員会にあてるることとし、同委員会においては、適時、本計画の実施状況の把握と点検に努めるとともに、その結果や職員のニーズを踏まえて、その後の対策の実施や、計画の見直しを行うこととします。

（2）職員に対する情報提供

府内LAN・メール等を利用して、本計画の内容や次世代育成支援に関する情報を提供を実施します。

（3）所属長による職場環境整備

本計画を推進するうえで、所属長の果たす役割は極めて重要なものです。所属長は、次世代育成支援に関する職員の意識向上や職場環境の整備については、所属長の責務であることを認識するとともに、自ら率先して本計画の推進に努めることとします。